

令和元年白老町議会議案説明会会議録

令和元年 6月14日（金曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時40分

○議事日程

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
アイヌ総合政策課長	三宮賢豊君
経済振興課長	藤澤文一君
農林水産課長	富川英孝君
生活環境課長	本間力君
税務課長	大塩英男君
町民課長	山本康正君
建設課長	下河勇生君
上下水道課長	本間弘樹君
高齢者介護課長	岩本寿彦君

健康福祉課長	久保雅計君
子育て支援課長	渡邊博子君
学校教育課長	鈴木徳子君
消防長	越前寿君
病院事務長	村上弘光君
予防課長	後藤悟君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会6月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（山本浩平君） 定例会6月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算3件、条例の制定、一部改正8件、組合規約の変更3件、財産の取得1件、財産の処分1件、工事請負契約4件、報告3件、合わせて23件であります。

順次、議案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは議案第1号の説明をいたします。議1-1をお開きください。令和元年度白老町一般会計補正予算（第2号）。令和元年度白老町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ5,939万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億614万1,000円とする補正予算でございます。

次のページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、次ページの2歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略をさせていただきます。

次のページの歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお開きいただきます。2款総務費、1項1目一般管理費、（1）光ケーブル支障移転事業213万4,000円の増額補正でございます。国道36号線の拡幅工事により支障となる本町所有の光ケーブルの移転につきましては、昨年度補正予算措置により工事を行ってきておりますが、年度内に移転できない区域につきましては、予算繰越により今年度実施することとしてございます。しかし国の工事の進捗状況に合わせて移転工事を数回に分けて実施しなければならないことなどで工事費が増加し繰越した金額に不足が生じること、さらに昨年の予算計上時に金額が未確定で予算措置ができなかった別々橋の仮橋の戻し工事分を計上する必要があることから、このたび増額補正するものでございます。財源は、昨年と同様、工事完了後に移転補償費が確定することから、今補正予算は一般会計での計上といたします。

続きまして、9目企画調整費、（1）U I ターン新規就業者移住支援事業100万円の計上でございます。本事業は、北海道が国のわくわく地方生活実現パッケージに基づく、地方創生推進交付金を活用したU I J ターン新規就業支援事業を本年4月1日より実施するにあたり、本町においても北海道と共同で本町に移住して就業、起業した方に対し、移住支援金を給付する事業でございます。具体的には東京圏から移住して就業、起業しようとする方が転居、就業または起業定着に至った場合に移住に係る経費として、単身で60万円、世帯で100万円を支給するもので、このたび1世帯分の予算を計上するものでございます。財源は道支出金が地方創生推

進交付金を加えて4分の3の75万円を充当し、25万円が一般財源でございます。

次に、4項3目参議院議員選挙費、(1)参議院議員選挙経費9,000円の増額補正でございます。本年7月執行予定の参議院議員選挙に係る経費につきましては当初予算に計上してございますが、このたび国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の投票場経費等基準額が改正され、投開票を執行する管理者や立会人の報酬が100円から200円の範囲で増額になったことから、この法律を準用している特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するとともに、増額分を計上するものでございます。財源は全額道の委託金を充当するものでございます。

次に、4目町長及び町議会議員選挙費、(1)町長及び町議会議員選挙経費8,000円の増額補正でございます。ただいま説明いたしました参議院議員選挙経費の増額補正と同様、町長、町議会議員選挙に係る投開票管理者等の報酬について改正条例に基づき、不足分を増額補正するものでございます。財源は一般財源であります。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)消費生活推進経費28万7,000円の増額補正であります。高齢者の消費者被害防止の強化を図るため、講演会の開催及び啓発活動の経費、さらに消費生活相談窓口の機能強化を図るため、相談員の研修旅費を計上するものでございます。財源は道支出金の地方消費者行政強化交付金14万3,000円を充当し一般財源は14万4,000円となります。

次に、2目老人福祉費、(1)介護保険事業特別会計繰出金1,736万3,000円の増額補正でございます。介護保険事業の低所得者保険料軽減に対する一般会計繰出金の増額でございます。介護保険事業における低所得者の保険料軽減強化につきましては、平成26年度の介護保険法の改正に基づき、27年度より第1段階の保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減しておりますが、本年10月からの消費税率10%へ引き上げられることに伴う、さらなる軽減策を盛り込んだ介護保険法の改正が本年3月に成立し、保険料基準額に対する軽減の割合を第1段階は0.5から0.375、第2段階は0.7から0.575に、第3段階は0.75から0.725にそれぞれ改正するもので、介護保険条例を改正するとともに、主要額を増額補正するものでございます。財源は国庫支出金が2分の1の868万2,000円、道支出金が4分の1の434万1,000円、残り434万円は一般財源となります。

次に、2項1目児童福祉総務費、(1)保育行政事務経費259万6,000円の増額補正でございます。子ども子育て支援システム改修委託料の計上でございますが、幼児教育保育の無償化を盛り込んだ、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が本年5月17日に公布され、10月1日から施行することになりました。この制度改正に伴い保育料の算定等を行っている現行システムに新たに算定基準の更新や、無償化対象者台帳などを付加するためのシステム改修費を計上するものであります。財源は全額、国の子ども子育て支援事業補助金が充てられます。

続きまして、7款商工費、2項1目観光対策費、(1)観光振興人材養成事業(地域おこし協力隊事業)299万9,000円の増額補正でございます。象徴空間の開設に向けた観光客の増加に対応した受け入れ体制の整備等を図るため、当初予算におきまして継続3名及び新規1名分の

経費を計上しておりますが、このたび白老駅北観光商業ゾーンにおけるインフォメーションセンターの開業準備を早期に開始しなければならないため、地域おこし協力隊制度を活用して専門的な知識と経験を備えた人材を募集することとし、1名分の雇用に要する経費を増額するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして14ページになります、8款土木費、6項2目住宅管理費、(1)町営住宅解体事業2,011万9,000円の減額補正でございます。当初予算におきまして、字萩野のはまなす団地2棟8戸を解体する工事費を計上しておりましたが、予定しておりました国の社会資本整備総合交付金が北海道の配分調整により今年度交付されないこととなったことから、事業を見送ることとし、予算全額を減額するものであります。財源は国庫支出金1,005万8,000円、一般財源1,006万1,000円、それぞれ減額になるものでございます。

続きまして、10款教育費、3項中学校費の1目学校管理費、(1)中学校施設整備事業337万7,000円の増額補正でございます。白老中学校暖房用変圧器の取替工事を実施するものでありますが、当該変圧器は本年3月に実施された電気設備点検において、機能低下により交換すべきとされたことから工事費を計上するものであります。財源は一般財源でございます。4項社会教育費の1目社会教育総務費、(1)和太鼓等地域コミュニティ備品整備事業240万円の計上であります。本事業は、北海道市町村振興協会のコミュニティ助成事業を活用して、竹浦和太鼓クラブに対する和太鼓等の購入経費を補助するものでございますが、竹浦和太鼓クラブは和太鼓技術の研鑽と和太鼓を通じた青少年の健全育成を目的とした地域コミュニティ団体で平成29年4月に結成され、現在会員は小学生を中心に10名で活動しております。しかし、クラブでは和太鼓を所有しておらず、町内外の団体からの借用のため活動の制限を余儀なくされており、コミュニティ助成事業を活用した太鼓等の整備を要望してきたところでございます。このたびコミュニティ助成事業が採択されたことから長胴太鼓6台ほか、一式の購入費240万円全額を補助するものであります。財源は雑入のコミュニティ助成事業補助金を全額充当いたします。

次に、2目公民館費、(1)中央公民館地下重油タンク改修事業311万1,000円の計上でございます。白老中央公民館地下重油タンクの改修工事を実施するものでありますが、当該タンクは来年2月末で設置から40年を経過し、危険物関係法令により、この期限までに内部コーティング等の措置を講じる必要があり、暖房開始前に工事を完了させなければならないことから、本補正予算にて工事費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。なお、本来当初予算で計上すべきところではありますが、計上漏れがありこの場をお借りましてお詫び申し上げます。

続きまして、3目図書館費、(1)図書等購入経費3万1,000円の増額補正であります。手づくりマーケット実行委員会様より指定寄附があったことから、寄附金を財源として増額するものでございます。

次に、5項2目体育施設費、(1)総合体育館ボイラー修繕事業49万5,000円の計上であります。総合体育館のボイラーの自動軟化器が老朽化により機能不全を起こしていることから、

これを交換するものであります。財源は一般財源であります。

次のページになります。12 款公債費、1 項 1 目元金、(1) 長期債元金償還費 4,230 万 1,000 円の増額補正でございます。このたび石山工業団地及び石山特別工業地区において用地が売却され、土地売払い収入 4,230 万 1,000 円を財源として、第 3 セクター等改革推進債を繰り上げ償還するものであります。工業団地の売払いにつきましては、まず石山工業団地であります。売払い地番、宇石山 68 番 33、面積 1 万 5,409.52 平方メートル、売払い先、株式会社希松、売払い金額 4,006 万 4,000 円、1 平方メートル当たりの単価 2,600 円、将来の事業の拡張用地として先行取得するものであります。

続きまして、石山特別工業地区につきましては、売払い地番、宇石山 9 番 51、面積 721.77 平方メートル、売払い先、丸三機械建設株式会社、売払い金額 223 万 7,000 円、1 平方メートル当たり単価 3,100 円で、一昨年に購入した用地の隣接地を買い増しするものでございます。なお、このたびの繰上償還を実施することで令和元年度末の第 3 セクター債の残高は 8 億 3,300 万円、利息軽減効果は 226 万 7,000 円であります。

続きまして、14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、(1) 各種基金積立金 140 万 7,000 円の増額補正であります。教育関係施設整備基金積立金 121 万 8,000 円につきましては、S B エナジー株式会社様から施設資金としてご寄附いただいたものでございます。石油貯蔵施設立地対策等基金積立金については、交付金が当初予算から 18 万 9,000 円増額され、1,218 万 9,000 円となったことにより、基金積立するものでございます。以上で歳出を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の一般財源のご説明をさせていただきます。6 ページ、7 ページの、21 款繰越金になります。1 項 1 目繰越金、前年度繰越金が 679 万 9,000 円の増額補正となります。このたびの補正予算における歳入の不足分を計上するものでございます。なお、30 年度の一般会計の決算剰余金につきましては、歳入歳出差し引き残高が 6 億 4,351 万 9,000 円、翌年度に繰り越すべき一般財源 1 億 1,357 万円を差し引き、実質収支は 5 億 2,994 万 8,000 円となります。このことにより繰越金の留保額は 4 億 9,484 万 7,000 円となるものでございます。以上で、議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それとお配りの、ふるさと GENKI 応援寄附金の実績表について若干説明をさせていただきます。今回の補正予算にふるさと GENKI 応援寄附金の補正はございませんが、30 年度の実績がまとまりましたので説明をさせていただきます。30 年度の寄附金合計額につきましては、左上でございますが、指定寄附が 8,804 万 1,250 円、一般寄附が 3 億 3,358 万 8,750 円、合計で 4 億 2,163 万円、前年比で 3,516 万 5,000 円の減という結果になってございます。その下でございますが、内基金への積立につきましては経費を差し引いて 4,404 万円、実質的な一般財源につきましては 9,711 万 1,045 円になってございます。右側の表については、それぞれの指定寄附の内訳等を記載してございますので説明は省略させていただきます。以上で説明は終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 1 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議2-1をお開きください。令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正は債務負担行為の追加であります。

内容につきましては、次のページの「第1表 債務負担行為補正」をごらんください。白老町下水終末処理場消化槽改築工事に伴う債務負担行為で、期間は令和2年度、限度額は4億3,400万円であります。本改築工事につきましては、本年度と来年度の2カ年事業でございますが、先般国から補助事業費の内示があったことから、翌年度に係る債務負担行為を追加するものであります。説明は以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 議3-1をお開きください。議案第3号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,641万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,972万3,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきますので、8ページをお開きください。4款基金積立金、1項1目介護給付費事業基金積立金919万4,000円の増額補正は、平成30年度分の給付費に対する支払基金からの追加の交付金で、この交付金を過年度分収入といたしまして、全額を介護給付費事業基金に積み立てるものでございます。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金27万9,000円の増額補正で、こちらにつきましては特別徴収分の介護保険料の還付金の不足額を増額するものでございます。

次に、1項2目償還金2,693万9,000円の増額補正は、介護給付費及び地域支援事業に対しまして、国、北海道、支払基金より概算交付された負担金、補助金につきまして精算をし、返還するものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、4ページにお戻りいただきます。1款介護保険料、1項1目第1号被保険者介護保険料1,709万9,000円の減額補正で、本年10月から消費税率が10%に上がることからこれまで第1段階のみ軽減を行っていた介護保険料を第2、第3段階へも拡大することから減額補正するものでございます。

次に、5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金919万4,000円の増額補正は、歳出で説明をいたしました、平成30年度分の給付費に対する支払基金からの追加の交付金でございます。

次に、7款繰入金、1項4目低所得者保険料軽減繰入金1,736万3,000円の増額補正と、2項1目介護保険基金繰入金26万4,000円の減額補正は、1款でもご説明をいたしました。本年10月からの消費税率上昇により、第1段階のみ軽減を行っていた介護保険料を第2、第3段階へも拡大することに伴い、公費による軽減分として各繰入金を補正するものでございます。公費負担割合につきましては、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1ということになってございます。

次に、8款繰越金、1項1目繰越金2,721万8,000円の増額補正でございます。平成30年度の介護給付費に対する実績の国、それと北海道、それと支払基金の精算分でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。

日程第4から日程第14までの条例の制定、一部改正及び組合規約の変更についての11件の議案説明についてであります。改正条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

日程第4、議案第4号 白老町森林環境譲与税基金条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第4号であります。議4-1をお開き願います。このたび白老町森林環境譲与税基金条例を新規制定するものであります。新規制定でありますので条文を朗読させていただきます。

白老町森林環境譲与税基金条例。

（設置）

第1条 本町における森林整備及びその促進に要する資金に充てるため、白老町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、国から白老町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算で定める額を積み立てるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第5条 この基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は必要な予算を定めて処分するものとする。

（繰替運用）

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。附則。この条例は、公布の日から施行する。

議案説明であります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、森林環境譲与税が譲与されることから、当該譲与税を基金として適正に管理及び運用を図り、計画的な森林整備等に資するため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第4号の説明資料の説明をさせていただきます。今回の森林環境譲与税に関しましては、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するという観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設されてございまして、森林環境税は、その全額が譲与税特別会計に計上され、市町村と都道府県に対し、譲与税として譲与されるものでございます。

森林環境税につきましては、令和6年度から課税ということで、年額1,000円を市町村の個人住民税と合わせて徴収するということになってございます。

森林環境譲与税につきましては、令和元年度から国から譲与されるものでありまして、①用途につきましては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるということでございます。②用途の公表をインターネット等で毎年度公表しなければならないということになってございます。③譲与税額については、今年度は700万円を予定しておりますが、今後見込みとしては記載のとおり段々増加するような内容になってございます。④基金創設につきましては、国においてこの事業に要する費用に充てるために留保して基金に積み立てることかとしているということになります。⑤管内の基

金設置状況でございますが、他の4市6町については、既に設置をしているか、6月、9月会議にて設置を予定ということで、本町も含めて全て基金条例を設けるというような中身になってきているということでございます。⑥今後の方針といたしましては、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下、森林所有者の不在村化。不在村化というのは所有者の居住地が同一市町村ではないというようなところ。それから相続による世代交代などから整備が行き届かない森林が増加しているという状況に鑑み、この森林環境譲与税を有効に活用して適切な森林の整備を進めるということで考えております。具体的には、経営管理を行っていない私有の人工林に対して、本町において対象森林リストの現地確認等を行いながら、まずは精査を行って、その後所有者への意向調査を実施して、必要であれば本森林環境譲与税を活用して適正に整備を進めていくというような方針でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議5-1をお開きください。議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正規定は朗読を省略いたします。

次のページでございます。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

また次のページでございます。議案説明です。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部が改正され、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で、地方公共団体に交付するもののうち、選挙の執行を担う非常勤特別職の職員の各報酬について、近年の物価変動や公務員給与の改定等を踏まえ、その基準額の改定がされたことから、本町における当該職員の報酬引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、新旧対照表でございます。別表中の改正前の報酬の額に、選挙長、投票所の開票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人について、それぞれ200円。期日前投票所の投票立会人、開票立会人、選挙立会人について、それぞれ100円を増額するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 議6-1をお開きください。議案第6号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。改正文につきましては朗読を省略させていただきますので、議6-12をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）から（5）までの施行期日及び第2条から第8条までの経過措置につきましては、記載のとおりでございますので朗読を省略させていただきます。

続きまして、議案説明でございます。議6-16をお開きください。地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

改正規定については、新旧対照表のとおりでございますが、改正内容につきましては、議6-42の次のページの説明資料によりご説明させていただきたいと思っております。説明資料をごらんください。はじめに、1、個人町民税の非課税措置であります。子どもの貧困に対応するため、前年の合計所得金額が135万円以下であって、児童扶養手当の支給を受けているひとり親に対し、個人町民税を非課税とするものであります。なお、本件の措置につきましては令和3年度以後の個人町民税について適用をいたします。

2、ふるさと納税制度の見直しでございます。ふるさと納税制度の見直しに伴う、町民税寄附金税額控除の見直しについてでございます。法律の改正により、ふるさと納税の返礼品が寄附額の3割以下の地場産品ということで限定をされましたので、この基準を守らない団体への寄附は町民税の寄附金税額控除が受けられなくなるものでございます。

3、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の拡充であります。町税率が引き上げられます本年10月から来年12月までに入居する住宅に限り、住宅ローン控除が受けられる期間を3年間延長するものであり、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で町民税を控除するものでございます。

次のページをお開きください。4、軽自動車税の特例についてであります。軽自動車税につきましては、平成28年度の税制改正により、本年10月から自動車取得税が廃止され、これに代わる環境性能割と、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されるといった制度が大きくかわることとなっております。今回の改正においては、資料2ページの中段に記載のとおり、環境性能割の特例措置として、本年10月から来年9月末までの間に取得した自家用の軽自動車の税率を1%軽減するものでございます。燃費基準に応じて税率が区分されておりますが、最大2%

の税率が1%になるものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。軽自動車税、いわゆる種別割の税率についてであります。排出ガスや燃費性能が優れた軽自動車の軽減税率の適用が2年間延長されることとなります。軽減税率後の金額につきましては、参考例の表のとおりとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議7-1をお開きください。議案第7号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議7-5、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議7-6をお開きください。議案説明でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等の職員の休暇時等における保育提供の代替時や保育の提供終了後の児童の受け皿として連携する保育所等の確保義務の緩和等の規定が追加されたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

改正内容を説明資料でご説明いたします。議7-14の次のページをお開きください。1、制度の概要を簡単にご説明いたします。子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）のほか、市町村による認可事業である地域型保育事業があります。

地域型保育事業は、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、ゼロから2歳の子どもを保育する事業で4つの類型（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）があります。

2、改正の背景。家庭的保育事業等の連携施設の要件緩和などの措置により、事業者による積極的な事業開設を促すため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されました。現在、白老町には該当する施設はありませんが、今回の改正条項（省令第6条〔保育所等との連携〕、第16条〔食事の提供の特例〕、第45条〔連携施設による特例〕附則第2条〔食事の提供の経過措置〕及び第3条〔連携施設に関する経過措置〕については国の基準に従って定める事項にあたるため、同省令で定める基準と同様に改正します。

3、主な改正の内容です。(1) 連携施設の確保義務の緩和。家庭的保育事業者等は、卒園後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園（以下「連携施設」という。）を平成27年4月1日からの5年間で確保することとされています。

しかし、全国的には連携施設の要件を全て満たした事業者が半数にも達していない現状から、以下のとおり緩和措置を拡充いたします。(ア) 連携施設の確保義務を令和2年3月31日から令和7年3月31日までといたします。(イ) 定員20人以上である企業主導型保育事業に係る施設は連携施設の確保が不要です。(ウ) 満3以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業は連携施設の確保が不要です。(2) 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和。家庭的保育事業者等は、代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に家庭的保育事業者等に代わって提供する保育）を提供する保育所、幼稚園または認定こども園（以下「保育所等」という。）を確保しなければなりません。代替保育を提供する保育所等の確保が著しく困難である場合には、代替保育を提供する小規模保育事業A型事業者等を確保することで足りることとします。

(3) 家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長。平成27年4月以降に家庭的保育事業の許可を受けた施設等については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を令和7年3月31日までの間猶予いたします。

4、施行予定日は、公布の日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議8-1をお開きください。議案第8号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議8-2をお開きください。議案説明でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者として指定都市の長が追加されたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表がございますので、改正点をご説明申し上げます。第10条第3項で、放課後児童支援員認定資格研修の実施者として、都道府県知事のほか、地方自治法（昭和22

年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長を追加するものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第 8 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 8 号の議案説明を終わります。

日程第 9、議案第 9 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(岩本寿彦君) それでは、議 9-1 をごらんください。議案第 9 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議 9-3 をお聞きください。議案説明でございます。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、所得の少ない第 1 号被保険者に係る介護保険料の公費による軽減について、消費税の引き上げに併せて段階的に強化することとされたことから、軽減後の保険料率を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

議 9-4 をお聞きください。新旧対照表でございます。このたび改正をいたします、第 4 条の保険料率でございますが、平成 27 年度から低所得段階の第 1 段階の方を対象に保険料の軽減を実施してきたところでございますが、本年 10 月から消費税が引き上げられることに伴い、第 1 号被保険者で第 9 段階層のうち、第 1 段階から第 3 段階の介護保険料を軽減する改正となっております。この改正によりまして年間保険料の軽減額は、まず第 1 段階では 3 万 800 円から 2 万 5,700 円とし、5,100 円の軽減、第 2 段階においては 4 万 8,000 円から 3 万 9,400 円とし、8,600 円の軽減、第 3 段階では 5 万 1,400 円から 4 万 9,700 円とし、1,700 円の軽減を行う改正となっております。

続きまして、議 9-1 にお戻りください。附則でございます。

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の白老町介護保険条例第 4 条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(山本浩平君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第 9 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 9 号の議案説明を終わります。

日程第 10、議案第 10 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

後藤予防課長。

○予防課長（後藤 悟君） 議 10－1 ページをお開きください。白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例。以下、条文は朗読を省略させていただきます。

附則。この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

次のページをお開きください。議案説明でございます。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正され、危険物を取り扱う貯蔵所に係る許可申請手数料の標準が見直されたことから、本町における当該手数料についてもこれに準拠するため、本条例の一部を改正するものである。

続きまして、白老町消防手数料徴収条例の新旧対照表をごらんください。3 点ですけれども、1 万円の増額となり、改正後は 159 万円、195 万円と 227 万円となっております。これはタンクの大きさの容量によって変更されております。よろしく審議をお願いします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 10 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 10 号の議案説明を終わります。

日程第 11、議案第 11 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

後藤予防課長。

○予防課長（後藤 悟君） 議 11－1 をお開きください。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定。以下、条文にあつては朗読を省略させていただきます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

次のページをお開きください。議案説明でございます。住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 16 年総務省令第 138 号）の一部改正に伴い、宿泊施設等の用途部分が 300 平方メートル未満の施設において特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用火災警報器の設置を免除できることとなったことから、条例においても同様の改正を行うとともに、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

次のページでございます。白老町火災予防条例新旧対照表でございます。新旧対照表の第 16 条においては、日本工業規格を日本産業規格ということに改めます。第 29 条の 5、（1）については、作動時間が 60 秒以内という部分を、種別が 1 種というものに改めます。以下、（6）

につきましては、第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときという文言を加えさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 11 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 11 号の議案説明を終わります。

日程第 12、議案第 12 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議 12-1 でございます。議案第 12 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてご説明いたします。

次のページ、議案説明をお開きください。平成 31 年 3 月 31 日付け北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し当組合を脱退したことに伴い、本規約別表第 1 及び別表第 2 を改めることについて、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

戻りまして、附則です。この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行することとなります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 12 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 12 号の議案説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 13、議案第 13 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議 13-1 をお開きください。議案第 13 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明いたします。

次のページ、議案説明をお開きください。平成31年3月31日付け北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し当組合を脱退したことに伴い、本規約別表の一部を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

戻りまして、附則でございます。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとなります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議14-1でございます。議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてご説明いたします。

次のページ、議案説明をお開きください。平成30年3月31日付け十勝環境複合事務組合、平成31年3月31日付け北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し当組合を脱退したことに伴い、本規約別表第1を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

戻りまして、附則でございます。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することになります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第14号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の議案説明を終わります。

日程第15、議案第15号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議15-1をお開きください。議案第15号 財産の取得についてでございます。

- 1 取得する財産（物品） パーソナルコンピューター80台 レーザープリンター5台
Windows10proアップデートライセンス55ライセンス
- 2 取得予定金額 1,760万4,000円
- 3 取得の目的 役場職員用コンピューター機器等の更新
- 4 取得の方法 北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡

5 契約の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長 菊谷秀吉

次のページ、議案説明であります。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、入札の経過でございますが、去る5月30日に有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務器のカナマルの3社に指名通知を行い、6月6日に入札を行ったところでございます。落札者は、株式会社和歌白老営業所であります。落札率でございますが、予定価格1,787万4,540円に対し、落札額が1,760万4,000円でございますので、落札率98.4%となっております。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第15号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の議案説明を終わります。

日程第16、議案第16号 財産の処分についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議16-1、議案第16号でございます。財産の処分についての議案であります。

このたび処分する財産につきましては、土地であります。先ほど一般会計補正予算第2号でも説明をさせていただきましたが、石山工業団地にあります、所在地、白老郡白老町字石山68番地33。地目、宅地。地積、1万5,409.52平方メートル。処分価格につきましては、4,006万4,000円でございます。処分の相手方は、東京都中央区新川1丁目22番11号、株式会社希松、代表取締役社長小松令以子であります。

次のページ、議案説明であります。財産（土地）を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

資料として地図を添付してございますので、参考までにごらんいただければと思います。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第16号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の議案説明を終わります。

日程第17、議案第17号 工事請負契約の締結について（末広東町通り跨線橋（自由通路）整備Ⅲ期工事）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第 17 号、議 17-1 であります。工事請負契約の締結に関する議案につきましてご説明申し上げます。

1、契約の目的といたしまして、末広東町通り跨線橋（自由通路）整備Ⅲ期工事であります。

2、契約の方法につきましては、制限付一般競争入札。3、契約の金額は 1 億 6,060 万円。

4、契約の相手方でございますが、岩崎・川田・西村特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町字社台 271 番地 3。株式会社岩崎組、代表取締役清水尚昭、構成員、白老郡白老町字石山 15 番地。株式会社川田建設、代表取締役川田泰正、構成員、白老郡白老町字北吉原 124 番地 1。有限会社西村建設、代表取締役西村悟。5、契約保証金、白老町契約に関する規則第 35 条第 2 号の規定により免除となっております。

議案説明であります。1、工事場所は、白老町大町 2 丁目と末広町 1 丁目でございます。2、完成期限、令和 2 年 3 月 13 日。3、工事概要でございますが、本工事は、JR 白老駅の東側に位置する末広東町通り跨線橋が築後 48 年経過し老朽化が進んでいることや、象徴空間開設に伴い通行量の増加が見込まれることから、自由通路としてのバリアフリー化を伴う改築を行うものであり、Ⅱ期工事にて製作した北側昇降棟の鉄骨を本Ⅲ期工事にて現場運搬するとともに、北側昇降棟については基礎工事から完成までを施工し、通路部分・南側昇降棟の内装を施工し完成するものでございます。（1）建築面積といたしましては 431.81 平方メートル、内訳は記載のとおりです。（2）延床面積 654.64 平方メートル、内訳は記載のとおりであります。

その他、配置図、それから平面図等を添付してございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る 5 月 9 日に、白老町広告第 8 号による制限付き一般競争入札の広告を行い、5 月 10 日から 5 月 17 日正午まで入札参加資格の申し込みの受け付けを行いました。その結果、鈴木・鈴木ホームと岩崎・川田・西村、この 2 つの特定建設工事共同企業体の申し込みがあり、6 月 11 日に入札を行ったところでございます。落札者は、岩崎・川田・西村特定建設工事共同企業体でございます。落札率でございますが、予定価格 1 億 6,335 万円に対し、落札額 1 億 6,060 万円でございますので、落札率は 98.3%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 17 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 17 号の議案説明を終わります。

日程第 18、議案第 18 号 工事請負契約の締結について、白老駅北観光商業ゾーンインフォメーションセンター新築（建築主体）工事の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第 18 号、議 18-1 であります。工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき、工事請負契約を締結するものであります。

1、契約の目的は、白老駅北観光商業ゾーン インフォメーションセンター新築（建築主体）工事であります。2、契約の方法は、制限付一般競争入札。3、契約の金額 1 億 1,687 万 5,000 円。4、契約の相手方、鈴木・鈴木ホーム特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町東町 2 丁目 3 番 11 号。鈴木建設株式会社、代表取締役鈴木研生。構成員、白老郡白老町字萩野 312 番地 120。株式会社鈴木ホーム、代表取締役鈴木孝義。5、契約保証金につきましては免除となります。

次のページ、議案説明であります。1、工事場所は、白老町若草町 1 丁目。2、完成期限、令和元年 11 月 29 日としております。3、工事概要につきましては、本工事は、地域経済の活性化を図る拠点として、また町内への回遊性向上を図ることを目的として、官民連携により整備する白老駅北観光商業ゾーンの北海道と白老町が整備する行政整備区域のインフォメーションセンターを新築するものでございます。（1）建築面積 521.70 平方メートル。（2）延床面積 433.92 平方メートル。（3）主要室の中身につきましては記載のとおりでございます。以下、配置図、平面図等を添付してございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る 5 月 9 日に、白老町広告第 9 号により制限付一般競争入札の広告を行い、5 月 10 日から 5 月 17 日正午まで入札参加資格の申し込みの受け付けをしました。その結果、鈴木・鈴木ホームと、岩崎・川田・西村、この 2 つの特定建設工事共同企業体の申し込みがあり、6 月 11 日に入札を行ったところであります。落札者は、鈴木・鈴木ホーム特定建設工事共同企業体でございます。落札率でございますが、予定価格 1 億 1,902 万円に対し、落札額が 1 億 1,687 万 5,000 円でございます。落札率は 98.1%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 18 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 18 号の議案説明を終わります。

日程第 19、議案第 19 号 工事請負契約の締結について、白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第 19 号、議 19-1 をお聞きください。工事請負契約の締結についての議案を説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき、工事請負契約を締結するものでございます。

1、契約の目的は、白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事になります。2、契約の方法は、制限付一般競争入札。3、契約の金額は 7,089 万 5,000 円。4、契約の相手方、丸幸鈴木・川

田特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町字社台 53 番地 1。丸幸鈴木建設工業株式会社、代表取締役鈴木武幸。構成員、白老郡白老町字石山 15 番地。株式会社川田建設、代表取締役川田泰正。5、契約保証金については免除となります。

次のページ、議案説明であります。1、工事場所は、白老町若草町 1 丁目。2、完成期限は、令和元年 11 月 10 日。3、工事概要は、本工事は、地域経済の活性化を図る拠点として、また町内への回遊性向上を図ることを目的として、官民連携により整備する白老駅北観光商業ゾーンにおいて、北海道と白老町が整備する行政整備区域にて駐車場及び園路等を整備するものであります。(1) 駐車場整備工につきましては、駐車場整備面積 2,850 平方メートル、駐車台数は 83 台を予定しております。(2) 園路整備工につきましては、園路整備、それから歩道整備ということで、内容につきましては記載のとおりであります。添付書類として平面図、それから施工範囲図、土工定規図等を添付してございます。

続いて、入札の経過を説明させていただきます。去る 5 月 9 日に、白老町広告第 10 号により制限付一般競争入札の広告を行い、5 月 10 日から 5 月 17 日正午まで入札参加資格の申し込みを受け付けいたしました。その結果、道南綜合土建株式会社、丸幸鈴木・川田特定建設工事共同企業体、株式会社岩崎組、2 社及び 1 つの特定建設工事共同企業体の申し込みがあり、6 月 11 日に入札を行ったところであり、落札者は、丸幸鈴木・川田特定建設工事共同企業体であります。落札率でございますが、予定価格 7,185 万 2,000 円に対し、落札額が 7,089 万 5,000 円でございますので、落札率は 98.6%となっております。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 19 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。11 番、西田祐子議員。

○11 番（西田祐子君） 議 19-2 のところで、樹木植替、リンゴ、桜となっていたのですが、これはこの場所に適当だからと決まったのか。これは初めてこのところで植樹というのですか、植かえというのですか、出てきたものですか、その辺の経過をちょっとだけ伺いさせてください。

○議長（山本浩平君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 元々この地域にあるものをこの駐車場の整備のために若干動かすという考えでございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 19 号の議案説明を終わります。

日程第 20、議案第 20 号 工事請負契約の締結について、令和元年度施工 ポロト公園線改良舗装工事の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第 20 号、議 20-1 をお開きください。工事請負契約の締結

についてご説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき、工事請負契約を締結するものであります。

1、契約の目的につきましては、令和元年度施工 ポロト公園線改良舗装工事。2、契約の方法は、制限付一般競争入札。3、契約の金額は 5,610 万円。4、契約の相手方、白老郡白老町字社台 271 番地 3。株式会社岩崎組、代表取締役清水尚昭。5、契約保証金は 561 万円となります。

次のページ、議案説明であります。1、工事場所は、白老町若草町であります。2、完成期限は、令和元年 10 月 30 日。3、工事概要、町道ポロト公園線は、民族共生象徴空間の西部に隣接し、民間で整備するポロト温泉施設や象徴空間関連区域であるポロト自然休養林につながる重要な路線であります。本工事は、民族共生象徴空間の周辺環境整備と位置づけ、地域の安全で円滑な交通を確保することを目的とし、道路改良として車道部及び歩道部の路盤改良を行い、アスファルト舗装により整備するものでございます。（1）路盤改良工につきましては、延長 162.39 メートル。幅員は、車道部 5.5 メートル、歩道部 2.5 メートル。（2）舗装工につきましては、延長が 382.39 メートル、幅員については路盤工と同様でございます。（3）排水構造物工として、半径 450 の鉄筋コンクリートの高圧管 45 メートルを敷設するというものであります。添付書類として平面図、それから土工定規図を添付してございます。

続きまして、入札の経過でございます。去る 5 月 9 日に、白老町広告第 11 号による制限付一般競争入札の広告を行い、5 月 10 日から 5 月 17 日正午まで入札参加資格の申し込みの受け付けを行っております。その結果、道南総合土建株式会社、丸幸鈴木建設工業株式会社、株式会社川田建設、株式会社岩崎組、4 社の申し込みがあり、6 月 11 日に入札を行ったところでございます。落札者は、株式会社岩崎組でございます。落札率でございますが、予定価格 5,726 万 6,000 円に対し、落札額が 5,610 万円でございますので、落札率は 97.9%となっております。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 20 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 20 号の議案説明を終わります。

日程第 21、報告第 1 号 平成 30 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報告第 1 号でございます。平成 30 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告議案についてご説明を申し上げます。

平成 30 年度の一般会計補正予算（第 10 号、第 11 号、及び第 12 号）で可決をいただきました繰越明許費につきまして、次のページのとおり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和元年度に繰り越すものでございます。

繰越事業につきましては、ここに記載している7事業でございます。なお、このうち橋梁長寿命化事業につきましては、11号補正にて3億5,368万6,000円を繰越限度額として議決いただきましたが、2,948万8,000円を前払金などで支出しておりますので、繰越額は3億2,419万8,000円となっております。その他は繰越限度額と同じ金額であります。繰越額は4億4,364万1,000円、内特定財源が3億307万8,000円、一般財源につきましては1億1,357万円を繰り越すものでございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第1号の議案説明を終わります。

日程第22、報告第2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 報2-1をお開きください。平成30年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成30年度の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）で可決いただきました繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づき議会に報告するものであります。

次のページに、繰越明許費繰越計算書を添付してございます。内容は、下水終末処理場のミックス事業でございまして、翌年度繰越額は1億5,531万6000円で、財源内訳は記載のとおり全額特定財源であります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、第2号の議案説明を終わります。

日程第23、報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報3-1をお開きください。報告第3号です。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出するものでございます。

（1）株式会社白老振興公社平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画。（2）一般財団法人白老町体育協会平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画でございます。なお、添付の

事業計画等でございますけれども、平成31年度と記載されているものにつきましては、令和元年度として読みかえさせていただきます。

それぞれの内容につきましては、慣例によりまして説明を省略させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって、第1回定例会6月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもって議案説明会を終了いたします。

（午前11時40分）